

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和7年度）

住 所 兵庫県川西市平野1丁目35番2号

事業者名 能勢電鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩元 仁

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
	前年度計画なし	

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
	前年度計画なし	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
係員の巡回による旅客支援の実施	・当社は全駅無人駅のため、定期的な係員の巡回を実施すると共に、高齢者や障害者等を見かけた場合の「声かけ」「見守り」等の旅客支援を実施する。	計画どおり実施済
お客様への共助依頼要請	・お客様に対して、ポスター等の掲示や駅放送等を活用し、高齢者や障害者等を見かけた場合の「声かけ」「誘導案内」などの共助依頼要請を実施する。	計画どおり実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
運行情報の提供	・輸送障害等の異常が発生した場合（他社線含む）、列車の運行状況について、各駅設置の旅客案内ディスプレイや駅放送により、お客様に情報を提供する。（継続実施）	計画どおり実施済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
異常時における 障害者等の避難 誘導訓練の実施	・実車を使用し、異常時を想定した障害者等の避難誘導訓練を実施する。	計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ掲載内容の充実	・ホームページに掲載している車両の高齢者障害者等用設備について内容を充実させる。	新規の記載事項はなし (継続実施)

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

特になし

(3) 報告書の公表方法

ホームページに掲載

(4) その他

--

(令和7年度)

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	14 編成 52 (両)	9 編成 32 (両)	13 編成	0 編成	0 編成	9 編成	14 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	14 編成 52 (両)	9 編成 32 (両)	13 編成	0 編成	0 編成	9 編成	14 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	